

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護)

1 事業概要

有料老人ホームや軽費老人ホーム、養護老人ホーム等の入所者である要介護者又は要支援者が、その施設で特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者等により、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能訓練・療養上の世話を利用するサービス。

2 人員、設備基準の概要

(1) 人員基準

職 種	員 数 ・ 資 格	
生 活 相 談 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の数が 100 人又はその端数を増すごとに 1 人以上（常勤換算方法） ・ 常勤専従 1 人以上（利用者の処遇に支障がない場合は他の職務に従事することができる） ※療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病床を R6.3.31 までの間に転換を行い、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（以下「外部サービス利用型の医療機関併設型指定特定施設」という。）になった場合は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数	※常に 1 人以上を配置 （宿直時間帯は宿直勤務可）
介 護 職 員	利用者の数が 10 人又はその端数を増すごとに 1 人以上及び介護予防サービスの利用者の数が 30 人又はその端数を増すごとに 1 人以上（常勤換算方法）	
計 画 作 成 担 当 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の数が 100 人又はその端数を増すごとに 1 人以上を標準 【資格】介護支援専門員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤 1 人以上（利用者の処遇に支障がない場合は、他の職務に従事することができる） ※療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病床を R6.3.31 までの間に転換を行い、外部サービス利用型の医療機関併設型指定特定施設になった場合は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数	
管 理 者	常勤専従 1 人 ※ 管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務又は、同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事可	

(2) 設備基準

設 備 等	面 積 等
建 物	原則として耐火又は準耐火建築物
介 護 居 室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個室（但し利用者の処遇上必要と認められる場合は 2 人とすることができる） ・ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さ ・ 地階に設けてはならない。 ・ 1 以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面していること ・ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。
一 時 介 護 室 (※設けなくとも可)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護を行える適当な広さ ・ 他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保できる場合は、設けなくとも可

浴 室	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの
便 所	居室のある階ごとに設置，非常用設備を備えていること
食 堂	適当な広さ（但し，居室の面積が25㎡以上である場合は，食堂を設けないことができる）
廊 下 幅 等	利用者が車椅子で円滑に移動することができるよう，段差の解消や廊下幅の確保等に配慮する。
そ の 他	上記のほか，建築基準法及び消防法の定める構造設備

- ※ 有料老人ホームについては、「有料老人ホーム設置運営標準指針」に定める基準を満たしたうえ，老人福祉法第29条第1項に規定する事前の届出が必要です。
- ※ 軽費老人ホームについては、「軽費老人ホーム設置運営要綱」に定める基準を満たした上，社会福祉法第62条第1項に定める届出が必要です。